

第10回チーム医療推進方策検討ワーキンググループ(平成24年8月8日開催)において、歯科衛生士法の見直しについて検討を行い、以下の方向で改正することについて合意が得られた。

今後、改正に向け所要の準備を進めていく。

## 1. 歯科衛生士が予防処置を実施する場合の歯科医師の関与の程度の見直し

### 【現状と課題】

- 歯科衛生士の修業年限は、法制定当時は1年であったが、昭和58年に2年へ、平成16年には3年へと延長されており、平成24年度からは、全ての卒業生が3年生課程の履修者となり、歯科衛生士の資質向上が図られていると言える。
- 保健所や市町村保健センター等が、難病患者・障害者を対象とした歯科に関する事業や乳幼児健診等において予防処置としてフッ化物塗布や歯石除去を行う場合に、歯科医師の立会いが必要となるが、地域によっては歯科医師の確保が困難で、直接の指導ができないため事業の実施に支障が生じている例もある。

改正の  
方向性

法第2条第1項に定める予防処置を実施する際は、例えば、歯科医師と緊密な連携を確保した上で、歯科医師の直接の指導までは要しないこととする。

## 2. 法の条文中の「女子」の文言の改正

改正の  
方向性

法第2条第1項の規定中の「女子」を「者」に改め、男子については、附則により同法の規定が準用されている現状を改める。

# 参照条文

## ◆ 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号) 抄

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

- 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。
  - 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
- 2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。
  - 3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

### 附 則

- 2 第2条に規定する業務を行う男子については、この法律の規定を準用する。